

26林整整第854号
平成27年4月1日

兵庫県

治山・林道施設災害復旧事業担当部長 殿

林野庁森林整備部長

治山・林道施設災害復旧事業における査定設計書作成上の留意事項について

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。）第3条に定める林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設に係る災害復旧事業並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）第2条に定める林地荒廃防止施設及び林道に係る災害復旧事業の査定に係る積算については、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「通知」という。）第2の6又は7により実施してきたところであるが、この度、通知の改正に伴い、建設副産物の処理に要する費用及び事業損失防止施設費（以下「建設副産物処理費用等」という。）について、下記のとおり取り扱うこととしたので御了知の上、事業の適切かつ円滑な実施に御配慮をお願いする。

なお、貴管下関係市町村等に対し、貴職からこの旨を通知いただくようお願いする。

記

1 建設副産物処理費用等を査定設計書に計上できる場合

申請時に建設副産物の処分先や処分費用が確定している場合は、査定設計書に建設副産物の処理に要する費用を計上できるものとする。また、申請時に濁水処理等の必要性が明確な場合は、査定設計書に事業損失防止施設費を計上できるものとする。

2 林地荒廃防止施設災害復旧事業目論見書や査定説明表等への記載

建設副産物処理費用等を計上した場合は、林地荒廃防止施設災害復旧事業目論見書等の摘要欄や査定説明表等の備考欄に、建設副産物処理費用等を除いた事業費を記載すること。

3 1箇所の工事の費用の判定

負担法第6条第1項第1号に定める1箇所の工事の費用を満たしているか否か又は暫定法第2条第6項に定める1箇所の工事費以上か否かの判定は、通知第5の1-(2)-ア- (I) 準備費のうち建設副産物の処理に要する費用、1-(2)-ア- (II) 事業損失防止施設費及び1-(3)-ア- (I) 一般管理費等率の補正を除く事業費により行うこと留意すること。

